

分割併合作業が容易であるので、この利点を生かして、いろいろ複雑な系統をもつ列車がつくられている。また途中駅で編成増減している例が非常に多い。

途中駅で一部の編成を解放あるいは連結する場合で、自力運転可能な編成単位にまとまっていない場合には、分割併合とはいわない。

分併割合する列車の車両編成は、その列車のもととなる編成と、それに付加される編成とが、あらかじめ定められており、前者を基本編成、後者を付属編成と呼んでいる。(二平 肇)

**ぶんしょてんぼう 文書電報** 文書電報とは、公文書または一般文書を、分ち書きによるカタカナの文章に翻訳して通信する電報で、次の2種類がある。

公文書電報 決裁になった立案文書を電報として発信し、送達するもの

一般文書電報 公文書以外の文書を電報として発信し、送達するもの

国鉄部内では、公文書および一般文書は、事業用書状により列車便、汽船便、自動車便または使者により往復しているが、このうちには急を要するものもあり、事柄のみについては、一応電話等により連絡を行なうこともできるが、書面を授受しないと処理できない場合がある。このような場合に文書を相手に



速達する方法として、国鉄電信回線(テレプリンタ)を利用するよう考案されたのが文書電報である。その制度の概要は次のとおりである。

1 利用範囲

本社・本社附属機関・支社および支社の地方機関ならびにこれらの機関以外の機関で、支社長または鉄道管理局長が定める機関相互間とする。

2 利用上の制限

送達方法が、文書をカタカナに翻訳して電信で伝達する方法であるので、発信する文書には、おのずから制約がある。すなわち、その内容に (1) 図表 (2) 影像 (3) 特に明確を要する固有名詞を伴うもの (4) 秘扱文書がある場合は、文書電報として発信することができない。

3 利用方法

(1) 公文書電報

ア 立案文書に対する表示 立案者は文書電報により発信したい旨を所属文書係主席に届け出る。文書係主席は、その立案文書が文書電報によって執行することが適当と認められるとき

は「文書電報による執行文書」の表示印を押す。

イ 文書電報發送簿 立案文書が決裁になり、これを発信しようとするときは、発信者の公印を管理する箇所の公印担務者において、文書電報發送簿に記入のうえ、前記表示の「文書係」の欄に認印し、その原議を電報取扱所に提出する。

(2) 一般文書電報

立案用紙または、けい紙 (B5) に年月日・あて名・発信者・標題および本文を漢字および、カナまじり文で記載し、発信者が電報取扱所に提出する。

4 電報取扱所の作用

- (1) 文書を分ち書きによるカタカナに翻訳する。
- (2) 定められた文書の形式に紙テープをさん孔する。
- (3) さん孔テープをテレプリンタにより伝送する。
- (4) 文書電報の着信があったときは、誤りがないかどうかを検査して、電報の中央上段に「文書電報」の表示をして配達する。(長山 昇)

**ぶんにんすいとういん 分任出納員** 分任出納員は、日本

国有鉄道法第48条に定める現金出納職員の一つであり、出納員に所属し独立して現金の支払に関し、出納員の行なうべき職務の一部を分掌する会計機関である。出納員は、出納役、分任出納役または\*資金前渡分任出納役に所属するものであって、その担当する業務の内容に応じ、直収入の出納員、総括の出納員、取立ての出納員、派出払の出納員、資金前渡の出納員、駅直払の出納員および諸給与の出納員に区分される。

これら出納員の任命については、別に定められたところに従って指定されることにより、辞令を用いないでそれぞれの出納員に任命されたこととなる。出納員のうち、資金前渡の出納員および諸給与の出納員については、出納員が直接その支払をすることができない場合において、出納員から現金の交付を受け、その支払(控除およびれい入を含む)を担当する機関として分任出納員の設置が認められている。資金前渡払および諸給与の支払の場合以外には分任出納員は設置されない。資金前渡の出納員に所属する分任出納員を資金前渡の分任出納員、諸給与の出納員に所属する分任出納員を諸給与の分任出納員といい、いずれも、資金前渡の出納員および諸給与の出納員を指定する者がそれぞれ指定することにより、別に辞令を用いないで、これら分任出納員に任命されたこととなる。

分任出納員は、出納員から前渡資金または諸給与の支払資金の交付を受けるときは、当該出納員に領収書を交付して現金を受け取るとともに、資金前渡の分任出納員は、その支払をするときは受取人から領収証書を受け取ったうえ、これを資金前渡の出納員に引き継ぐ。諸給与の分任出納員は、支払資金の交付を受けた場合、および、その支払をした場合は出納整理帳に記帳し、職員等本人にその支払をするときは、諸給与内訳明細書等に領収印を受ける。

なお、資金前渡の分任出納員は、必要に応じ、適宜設置されるのが通常であるが、諸給与の分任出納員については、その性格上、常時設置されると考えてよい。(山下正美)